

第167回新発田地域広域事務組合議会定例会 会議録

招集年月日 令和5年3月29日

招集の場所 広域合同庁舎 4階会議場

開 会 令和5年3月29日午前9時50分宣言

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議会第2号 新発田地域広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例制定について

日程第4 運営概況報告について

日程第5 議案第104号から議案第122号まで一括上程

一括上程議案

議案第104号 専決処分の承認を求めることについて

(新発田地域広域事務組合一般職の職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について)

議案第105号 専決処分の承認を求めることについて

(令和4年度新発田地域広域事務組合一般会計補正予算(第3号)議定について)

議案第106号 専決処分の承認を求めることについて

(令和4年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計補正予算(第3号)議定について)

議案第107号 専決処分の承認を求めることについて

(令和4年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)議定について)

議案第108号 専決処分の承認を求めることについて

(令和4年度新発田地域広域事務組合一般会計補正予算(第4号)議定について)

議案第109号 新発田地域広域事務組合職員定数条例の一部改正について

議案第110号 新発田地域広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定について

議案第111号 新発田地域広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

議案第112号 新発田地域広域事務組合職員の定年等に関する条例の全部改正について

- 議案第113号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 議案第114号 令和4年度新発田地域広域事務組合一般会計補正予算（第5号）議定について
- 議案第115号 令和4年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第4号）議定について
- 議案第116号 令和5年度新発田地域広域事務組合一般会計予算議定について
- 議案第117号 令和5年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計予算議定について
- 議案第118号 令和5年度新発田地域広域事務組合まちづくり事業特別会計予算議定について
- 議案第119号 令和5年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計予算議定について
- 議案第120号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 議案第121号 令和4年度新発田地域広域事務組合一般会計補正予算（第6号）議定について
- 議案第122号 令和4年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第5号）議定について

出席議員

議会議長	若月 学
議会副議長	小野 徳重
議会議員	中村 功
議会議員	湯浅佐太郎
議会議員	板垣 功
議会議員	五十嵐良一
議会議員	入倉 直作
議会議員	佐藤 真澄
議会議員	阿部 聡
議会議員	渡邊 喜夫
議会議員	八幡 元弘
議会議員	坂上 隆夫
議会議員	渡辺 栄六

議 会 議 員 五十嵐利榮
議 会 議 員 須 貝 龍 夫

説明のため出席した者

管 理 者	新 発 田 市 長	二 階 堂 馨
副 管 理 者	胎 内 市 長	井 畑 明 彦
副 管 理 者	聖 籠 町 長	西 脇 道 夫
事 務 局	事 務 局 長	野 崎 光 晴
消 防 本 部	消 防 長	高 橋 広 基
会 計 管 理 者	新 発 田 市 会 計 管 理 者	藤 卷 秀 岳
事 務 局	事 務 局 次 長 ・ 業 務 課 長	山 口 誠
消 防 本 部	消 防 次 長	椿 芳 行
事 務 局	総 務 課 長	高 山 寿 昭
新 発 田 広 域 ク リ ー ン セ ン タ ー 場 長		本 間 功
事 務 局	参 事	肥 田 野 正 信

職務のため出席した者

書 記	事 務 局	参 事	林 徹
記 録	事 務 局	主 任	石 井 浩 之
記 録	事 務 局	主 任	関 根 恵
記 録	事 務 局	主 事	時 田 絵 梨
記 録	事 務 局	主 事	仙 田 創 太
記 録	事 務 局	主 事	坂 井 佑 臣

午前 9時50分 開 会

○議長（若月 学君） おはようございます。

はじめに、当広域組合議会定例会の様子を組合ホームページ等に掲載し、住民の皆さんに広く紹介するため、写真の撮影についてご了承くださいますようお願いいたします。

本日、ご多忙のところご出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達しておりますので、第167回新発田地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。

はじめに、監査委員から地方自治法の規定により、10月分から1月分に係る例月出納検査の結果について報告がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

次に、管理者から地方自治法の規定により、損害賠償の額を定める専決処分及び工事請負変更契約の締結の専決処分について報告がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

日程第1、会議録署名議員の指名について

○議長（若月 学君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において渡邊喜夫議員、八幡元弘議員の2名を指名いたします。

日程第2、会期の決定について

○議長（若月 学君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若月 学君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3、議会第2号 新発田地域広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例制定
について

○議長（若月 学君） 日程第3、議会第2号 新発田地域広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中村功議員。

○議員（中村 功君） それでは、新発田の中村でございますが、提案理由を申し上げます。

議会第2号は、新発田地域広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてであります。地方公共団体の執行機関には、令和5年4月から施行される国の新個人情報保護法が直接適用されることから、本日の定例会において、「新発田地域広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例」制定について提案されておりますが、議会は法律の対象外とされていることから、議会として個人情報の適正な取扱いを確保するため、新たに条例を制定するものであります。

また、内容につきましては、法律及び提案されました施行条例の内容と整合したものとしております。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案といたします。

○議長（若月 学君） 議会第2号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若月 学君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若月 学君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議会第2号 新発田地域広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例制定について、原案のとおり決するに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（若月 学君） 挙手全員であります。

よって、議会第2号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第4、運営概況報告について

○議長（若月 学君） 日程第4、運営概況報告について、管理者より申出がありますので、これを許可します。

管理者、二階堂馨新発田市長。

○管理者（二階堂 馨君） おはようございます。運営概況報告を申し上げます。

はじめに、新庁舎整備事業の進捗状況についてであります。今年度、基本設計を進めているところでありますが、建設工事費の概算額が、昨年の3月定例会でお示しした約19億800万円に対して約32億8,000万円であり、大きな乖離が生じたところであります。当初の積算において、昨今の資材費や労務費等の高騰を十分に読み切れなかったことなど、精度に欠ける部分が多々あったためであり

ますが、何よりも組織としてのチェック体制が不十分であったことが原因であり、組合管理者として重く受け止めているところであります。

しかしながら、消防本部・新発田消防署は、災害活動拠点として重要な役割を担っており、建設から40年以上がたち老朽化が著しい現施設には、もはや猶予がないものと考え、将来にわたる財政負担についても十分に検証させた上で、当初計画どおり事業を進めることといたしました。なお、基本設計は、お配りした資料のとおり「地域住民の暮らしを守る、安心・安全の拠点」を基本方針として、現在もなお、詳細について議論を深めているところであり、次回の7月定例会において、最終報告をさせていただきたいと存じます。

次に、建設予定地についてであります。新庁舎の建設予定地は、新発田市中田町の市有地としておりますが、このたび、その用地取得について新発田市との協議がおおむね整いましたのでご報告いたします。新発田市が所有する現新発田市維持管理事務用地と当組合が所有する現消防本部・新発田消防署用地、旧下越伝染病舎用地及び現広域合同庁舎用地の一部を等価にて交換することといたしました。なお、新発田市所有地の評価額が当組合所有地の評価額を上回るため、超過相当面積分につきましては、新発田市から無償貸付けを受けることとしております。

次に、消防用水の確保に関する協定の締結についてであります。他地域における過去の大規模火災を教訓とし、災害による被害を最小限に抑えるため、新発田市に所在する株式会社新世企業と2月1日に協定を締結いたしました。この協定は、火災等による大規模災害が発生した際に、同社が所有する5トンタンクと真空ポンプを搭載した「強力吸引車」で消防用水の輸送及び水槽等への給水が無償で支援をしていただくものであり、より安定した消火活動に寄与するものと考えております。今後も様々な大規模災害を想定し、消防用水確保に万全を期してまいります。

次に、ごみ処理事業における一般廃棄物最終処分場の整備についてであります。令和5年1月末現在で埋立率が71%を超えている広域エコパークについて、令和3年度に設置した一般廃棄物処理検討委員会において新規建設以外の方法も含め、様々な視点から更新方法等を検討してまいりましたが、自ら処分場を保有・管理することで安定的な運営が可能であり、災害時にも迅速かつ柔軟な対応ができるという結論に至りました。については、現処分場での埋立て終了が見込まれ、かつ聖籠町が共同処理に加わる令和11年度からの供用開始を目指し、令和5年度中には整備における基本構想を策定してまいります。

次に、新発田広域クリーンセンターにおける土曜日受付時間の延長についてであります。管内におけるごみの搬入量は、ここ10年間ほぼ横ばいではありますが、個人搬入車両の台数は年々増加しており、特に土曜日の搬入需要が高く、ごみステーション収集車の搬入に支障をきたす状況となっております。このことから、令和5年4月より、土曜日の搬入受付の終了時刻を現在の11時30分から延長し、15時とすることで、混雑の解消と搬入時の事故防止を図るとともに、令和4年8月から推進している剪定枝の分別回収などによるごみの減量化に向けた取組みにも一層力を入れてまいりま

す。

最後に、現況の詳細につきましては、別紙資料をご覧ください。

以上で運営概況報告を終わります。

○議長（若月 学君） 運営概況報告について質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若月 学君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

日程第5、議案第104号から議案第122号まで一括上程

○議長（若月 学君） 日程第5、議案第104号から第122号までを一括議題といたします。

お諮りいたします。提案理由説明については、議案第104号から第122号までを一括で行い、はじめに第104号から第108号、次に第109号から第113号、次に第114号及び第115号、次に第116号から第119号、次に第120号から第122号の5つに分割して質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若月 学君） ご異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を求めます。

管理者、二階堂馨新発田市長。

○管理者（二階堂 馨君） 提案理由を申し上げます。

はじめに、専決処分についてご説明申し上げます。議案第104号は、新発田地域広域事務組合一般職の職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正の専決処分について、ご承認を得たいというものであります。国の人事院勧告等に伴い、当組合が給与制度を準用する新発田市において、国の制度に準じて令和4年4月1日に遡り適用する改正を行ったことから、公安職給料表についても改正を要するため、12月16日付けで専決処分したものであります。

議案第105号は、令和4年度新発田地域広域事務組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分について、議案第106号 令和4年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について、議案第107号 令和4年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について、以上の3議案は、いずれも国の人事院勧告等に基づく新発田市の給与制度改正に伴い、令和4年4月1日に遡って組合職員に差額を支給するため、12月16日付けで専決処分したものであります。

議案第108号は、令和4年度新発田地域広域事務組合一般会計補正予算（第4号）の専決処分について、ご承認を得たいというものであります。今年度実施している豊浦出張所の整備及び組合新庁舎に係る地質調査委託において、年度内の完了が困難となったため、当該予算の繰越明許費の設定について令和5年2月8日付けで専決処分したものであります。

次に、一般議案についてご説明申し上げます。議案第109号は、新発田地域広域事務組合職員定数条例の一部改正についてであります。現在、当広域消防の職員数は、国の消防力の整備指針と比較し、充足率が61.8%となっており、近隣と比較すると低い状況にあることから、段階的に火災や救急の出動体制を充実させ、地域の防災力を強化するため、消防部局の職員定数を180人から190人に変更したいというものであります。

議案第110号 新発田地域広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第111号 新発田地域広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について、以上2議案は、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、法施行に際して組合で必要な手続等について所要の整備をしたいというものであります。

議案第112号 新発田地域広域事務組合職員の定年等に関する条例の全部改正について、議案第113号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、以上2議案は、職員の定年延長に係る地方公務員法の改正に伴い、人事、給与制度を準用する新発田市に準じて関係する条例の改廃、整理をしたいというものであります。

次に、令和4年度補正予算案についてご説明申し上げます。議案第114号は、令和4年度新発田地域広域事務組合一般会計補正予算（第5号）の議定についてであります。補正内容は、先の7月議会において取得の議決をいただいた水槽付消防ポンプ自動車を含む今年度中の履行が困難となっている消防車両の購入及び新庁舎基本設計において、繰越明許費を設定するとともに、歳入では、消防車両に係る事業費の確定に伴う組合債の減額調整で、歳出では、同事業費の確定に伴う減額調整のほか、燃料費高騰の影響により火葬場費の指定管理料及び消防費の燃料費を増額計上したいというものであります。

議案第115号は、令和4年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第4号）の議定についてであります。補正内容は、歳入では、交付税額の確定に伴う特別負担金の調整を行うもので、歳出では、同額を財源保留分として予備費に計上したいというものであります。

次に、新年度予算案の概要についてご説明申し上げます。当初予算案の編成にあたりましては、依然として厳しい関係市町の財政状況を十分認識し、原油価格高騰などによる物価上昇の影響を受ける中でも、各経費の徹底した精査により、市町村負担金の軽減を図るとともに、重点的、効率的な配分に努めたところであります。

各会計の概要について、ご説明申し上げます。議案第116号は、令和5年度新発田地域広域事務組合一般会計予算の議定についてであります。組合新庁舎整備に係る実施設計費を計上した一方で、広域葬斎センター改築整備事業が完了したことにより15.10%減の24億4,472万3,000円といたしました。

議案第117号は、令和5年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計予算の議定についてであります。光熱水費や薬剤価格等の物価高騰の影響や焼却設備の老朽化に伴う維持補修関係経費の

増加により、24.01%増の14億101万7,000円といたしました。

議案第118号は、令和5年度新発田地域広域事務組合まちづくり事業特別会計予算の議定についてであります。虹の里交流館の経費については前年とほぼ同額の0.30%増の1,427万9,000円といたしました。

議案第119号は、令和5年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計予算の議定についてであります。審査会のペーパーレス推進など運営経費の削減により、3.19%減の4,089万6,000円といたしました。

議案第120号 和解及び損害賠償の額の決定について、議案第121号 令和4年度新発田地域広域事務組合一般会計補正予算（第6号）議定について、以上2議案は、係争中であった平成29年9月に発生した消防車両と大型バイクの接触事故の損害賠償範囲について、今月新潟地方裁判所から和解案が示されたため、当組合が交渉を委任する弁護士の助言に従いこれを受け入れ和解することとし、損害賠償額を374万2,238円に決定するとともに、既に概算で精算済みの194万2,238円を差し引いた180万円を賠償金として歳出に、同額を災害共済金として歳入に計上したいというものであります。

議案第122号は、令和4年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第5号）の議定についてであります。新発田広域クリーンセンターにおいて発注した無停電電源装置の更新修繕について、製作した同装置を受注者が搬送中に破損させたことにより、予定した納期を延長すべく繰越明許費の設定をしたいというものであります。

以上、提案理由をご説明いたしました。ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（若月 学君） 補足説明を求めます。

野崎光晴事務局長。

○事務局長（野崎光晴君） 当初予算（案）につきまして、「令和5年度広域関係2組合当初予算（案）概要」に基づきご説明いたします。

恐れ入ります。お手元に配付の当初予算（案）概要をお開きください。表紙裏面をご覧ください、広域関係2組合の会計別予算額一覧表であります。上の段が新発田地域広域事務組合に係る会計であります。上から一般会計は事務局、葬斎センター、消防、新庁舎整備に係る経費となります。ごみ処理事業特別会計は焼却施設のクリーンセンター、中条焼却場、不燃物処理場、現在の最終処分場エコパーク、次期最終処分場整備に係る経費となります。まちづくり事業特別会計は、クリーンセンターの排熱を利用した虹の里交流館に係る経費となります。介護保険事業特別会計は、介護認定審査業務に係る経費となります。参考に、下の段が下越福祉行政組合に係る会計であります。

続いて、1ページ、右のページです。「当初予算（案）編成概要」をご覧ください。上から1は、当初予算編成にあたっての基本方針であります。歳入では積極的に繰越金等の財源確保に努め、歳

出では燃料・光熱水費等を除く運営経費を前年度予算内に収めるなど、市町村負担金の軽減に努めて編成をいたしました。

2の令和5年度当初予算の特色であります。(1)歳出①広域関係2組合の全体事業費は54億7,628万4,000円、そのうち新発田地域広域事務組合分が39億91万5,000円、前年度比1億6,476万4,000円、4.05%の減であります。その主な減額要因は、継続事業の豊浦出張所の建設工事の完了、継続事業の火葬場の全ての事業完了などによるものであります。

めくっていただいて、2ページをお願いいたします。(2)歳入①の広域関係2組合の組合別市町村負担金は36億6,485万9,000円、そのうち新発田地域広域事務組合分が30億6,401万7,000円、前年度比1億1,563万2,000円、3.92%の増であります。その下、②は2組合全体の市町村負担金であります。新発田市、胎内市、聖籠町のほか全市町村において前年度比で増となっておりますが、この主な3つの要因は、1つに燃料・光熱水費、薬剤などの物価高騰によるものが約2億円、2つに繰越金の減によるものが約5,000万円、3つに休日診療所で診療収入減対応を基金からの繰入金で賄う方針から市町村負担金としたことによるものが約3,300万円であります。

次に、3ページをお願いいたします。(3)令和5年度の主な事業についてであります。2組合の共通経費として、コロナウイルス対策費7,654万2,000円は、広域事務組合の消防及び福祉施設に係る衛生用消耗品や医療系廃棄物処理委託料のほか、新発田市、胎内市、聖籠町の介護認定審査会にウェブ会議とペーパーレス導入による非接触型の運営における経費が主なものであります。

その下の丸、消防の消防庁舎再編整備事業のうち継続事業の「豊浦出張所」1,531万7,000円は、令和5年度に旧出張所の解体工事を実施したいというものであります。

その下、継続事業の「組合新庁舎」1億2,333万1,000円は、令和5年度に実施設計を予定し、順次進めたいと考えております。

当該組合新庁舎の基本設計案の概要版を添付しておりますので、ご参照願います。はじめに、建設工事費の大きな乖離が生じたことにつきまして、管理者から報告がありましたとおり、概算積算の精度が欠いていたこと、組織としてのチェック体制が十分でなかったことであり、事務方として改めてお詫びを申し上げます。今回添付しておりますものは、2月に議員各位にご説明し、ご了解をいただいたものと変更はございませんが、改めてポイントをご説明いたします。

表紙をめくっていただいて、1ページの左側、中段の4つの基本的な考えとして、1つに緊急車両動線と住民動線の分離など明確な敷地利用、2つに耐震化など災害に強く、災害活動拠点として機能発揮できる庁舎、3つに最短の出勤動線など親しまれる機能的な庁舎、4つに高断熱など自然環境を活用した地球環境に優しい庁舎としております。右側、上段の計画概要として地上3階建て、庁舎棟の延べ床面積約3,520平方メートル、2つの訓練棟の合計延べ床面積約670平方メートル、構造概要として鉄筋コンクリート造の耐震構造を計画しております。

めくっていただきまして、2ページをお願いいたします。左側の配置計画であります。旗ざお型

の下側は国道7号であり、青矢印線は住民等の一般車両の動線、赤矢印線は消防車両の動線とし、動線を分離して安全対策を講じる計画としております。国道7号から近い位置に庁舎・車庫エリアを配置し視認性を高め、その後背地に訓練場エリアを計画することとしております。右側の平面計画図であります。下から1階に新発田署、車庫、2階に消防本部・通信指令室、3階に議場・組合事務室を配置する計画としております。基本設計の今後につきましては、最終的なまとめ作業を完成させ、7月定例会において最終報告を予定するとともに、実施設計を進めてまいりたいと考えております。

なお、めくっていただいて最終ページをご覧ください。先ほど管理者から報告のありました用地交換の位置図を添付しておりますので、後ほどご参照願いたいと存じます。

恐れ入ります。当初予算(案)概要に戻っていただきたいと存じますので、お願いをいたします。4ページをお願いいたします。予算(案)概要の4ページ中段に4台の消防車両の更新であります。最初の丸は胎内署に配備の指揮車1,440万7,000円、2つ目の丸は胎内署と豊浦出張所に配備の水槽付消防ポンプ自動車2台で計1億1,116万2,000円、3つ目の丸はさくら分署に配備の高規格救急車3,967万3,000円は、いずれも車両更新計画に基づき入れ替えたいというものであります。

次に、右側の5ページをお願いいたします。1つ目の丸、広域クリーンセンターの継続事業「焼却設備更新事業」1億7,777万3,000円のうちごみクレーンは、稼働以来更新のなかったごみを焼却炉へ投入するクレーンの制御盤とケーブル巻き上げ機器の更新、空気予熱器は平成29年度以来の更新で、燃焼用空気を加熱する熱交換器であり、燃焼効率の向上を図る設備更新、バグフィルターは平成27年度以来の更新で、排ガスや飛灰をろ過する設備更新であります。

その下の丸、最終処分場整備事業は管理者から報告のありましたように、次期最終処分場を新規に建設することの方針が示されましたので、将来予測、関係法令規制等の整理、処理場の形態や規模などを盛り込んだ基本構想策定に要する経費であります。

組合は別で、参考にご説明いたしますが、下段の丸、下越福祉行政組合中井さくら園の特定相談支援事業48万9,000円は、この4月から開設する事業で、障がい者を有する方が様々な障がい福祉サービスを利用するための計画を作成するなど、計画相談業務を行うものであります。管内では相談事業所が減少傾向にあることから事業を共同で行うもので、人件費やシステム借上料が主なものであります。

最下段の丸、ひめさゆりの空調機器更新事業5,978万5,000円は、平成17年の開設以来更新のなかった空調機器について、灯油式空調を電気式空調に更新するための経費であります。

下越福祉行政組合が所管し、指定管理により運営している2つの養護老人ホームのうち、胎内市所在のひめさゆりはこの4月から60名定員とし、引き続き社会福祉法人くろかわ福祉会に指定管理することとしております。また、新発田市所在のあやめ寮はこの4月から75名定員とし、引き続き社会福祉法人愛宕福祉会に指定管理することとしております。

主要な事業については以上となります。

続いて、10ページ、資料2をご覧ください。10ページ、広域組合当初予算の前年度比較と財政計画比較であります。左側の前年度比較表の下段、歳出で増減額の大きなものを、右側に詳細を記載しておりますので、ご説明申し上げます。右側の詳細説明欄、上段の灰色で着色しております投資経費3億8,771万8,000円の減につきましては、継続事業の豊浦出張所の建設工事の完了、継続事業の火葬場の全ての事業完了などによるものであります。

中段の灰色で着色しておりますコロナウイルス対策費1,064万6,000円の増につきましては、消防の聖籠分署仮眠室をカプセル式のベッドによる簡易個室化改修、介護認定審査会はウェブによるパーレス会議のシステム借上料とOA機器借上料が主なものであります。

下段の青色で着色しておる運営経費1億5,366万1,000円の増につきましては、焼却施設の重油、ガソリンや電気等の光熱水費の上昇、薬剤費等を含む施設委託料の増に伴うものであります。

同じく青色で着色しております償還経費2,290万9,000円の増につきましては、令和4年度に更新しました焼却施設クリーンセンターの燃焼バーナー、ホッパー内のごみを焼却炉の中へ押し込む給塵装置、排ガスや飛灰をろ過するバグフィルターなどの元金償還によるものであります。

上の段の歳入をご覧くださいと存じます。上から、分担金及び負担金のうち市町村負担金1億1,563万2,000円の増につきましては、燃料・光熱水費、薬剤などの物価高騰によるものが主な要因であります。

次に、12ページ、資料3をご覧ください。12ページ、構成市町村ごとの負担金明細表であります。左側、新発田地域広域事務組合に係る会計、広域一般会計は事務局、旧新発田衛生センター、火葬場、広域消防、川東出張所、消防本部新庁舎まで、ごみ処理特別会計はごみ焼却場、不燃物処理場、エコパーク、最終処分場整備事業まで、まちづくりは広域交流施設「虹の里交流館」、介護保険は認定審査会であります。

次に、14ページ、資料4をご覧ください。組合の機構図であります。左側が新発田地域広域事務組合、右側が下越福祉行政組合、それぞれの施設名と人人体制を記載しております。右上の組合別職員数につきましては、正職員、令和5年4月1日現在配置の予定の新発田地域広域事務組合201人は前年度と変更なし、下越福祉行政組合64名、前年度プラス2名、合計265名で4月1日からのスタートを予定しております。

以上で当初予算（案）に係る補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若月 学君） これより質疑に入ります。

はじめに、議案第104号から第108号までの5議案について質疑はございませんか。

〔「新庁舎も入っていますね」と呼ぶ者あり〕

○議長（若月 学君） 新庁舎入っています。

入倉直作議員。

○議員（入倉直作君） 確認だけで申し訳ありませんが、よろしくをお願いします。

新庁舎に関しましては、もう説明いただいておりますので、たわいのない質問になるかと思いますが、今現在維持管理のところに除雪車がかなりあります。例えばそこに行った場合、今度この交換部分にしてもかなりの場所が要ると思うので、今後どうなるのかという確認だけです。

ついでに、それとこの庁舎におきまして、今後実施設計になるとと思いますが、要望になるか分かりませんが、ぜひ地元といいますか、建設業者ですか、前に市庁舎を造ったときにいろんな耐震とかの問題もございまして、地元にもちょっとそぐわない部分もあったので、地元じゃない業者さんになったので、その点だけ確認します。

○議長（若月 学君） 二階堂馨新発田市長。

○管理者（二階堂 馨君） まず、除雪の重機等の関係であります。大変スペース的に広いところが求められますので、今現在荒橋小学校のところに十分なスペースが確保できるということでありますので、旧閉校小学校でありますけれども、そこを再利用するような形で、そちらのほうに移動をしたいと思っております。

もう一点目の関係について、工事発注については十分注意して、地元の責任ある業者に発注をしていきたいと思っております。

○議長（若月 学君） 入倉直作議員。

○議員（入倉直作君） エコパークもこれ予算でやれば一緒だ。

○議長（若月 学君） 予算だからいいのか。今の当初予算で。

〔「そうすると、これ116号です」「いや、いいですよ。どうぞ」と呼ぶ者あり〕

○議員（入倉直作君） 確認ですが、埋立率が71%ということで、予定の年数よりもかなりの年数そこに処理できたということで喜ばしいことでもありましたが、新たにまた現在のとこに整備する予定なんですか。

○議長（若月 学君） 二階堂馨新発田市長。

○管理者（二階堂 馨君） まだ新たな候補地は、決定をしておりません。今現在胎内の井畑市長さんとどこに造るべきかというところで協議をしているところです。ただ、1点決まったことは、よそに持っていくということではなくて、なるべくこの圏域内で処理しようと、ここだけは確定をしておるんですが、場所については今協議中であります。今現在のところは、少し延長を地元の皆さんにお願いをしていただいて、令和11年度までは何とかかなりそうだといいこととありますので、それに併せて今井畑市長さんと場所の選定を急いでいるというところであります。今皆さんに申し上げられることはそこまでだということとありますので、決まり次第議会の皆さん方にはお示しいと思います。

○議長（若月 学君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若月 学君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次は討論でございます。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若月 学君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第104号 専決処分の承認を求めることについて(新発田地域広域事務組合一般職の職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について)、議案第105号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度新発田地域広域事務組合一般会計補正予算(第3号)議定について)、議案第106号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計補正予算(第3号)議定について)、議案第107号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)議定について)、議案第108号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度新発田地域広域事務組合一般会計補正予算(第4号)議定について)、以上の5議案について承認するに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（若月 学君） 挙手全員であります。

よって、議案第104号、第105号、第106号、第107号及び第108号は承認することに決しました。

次に、議案第109号から第113号までの5議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若月 学君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若月 学君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第109号 新発田地域広域事務組合職員定数条例の一部改正について、議案第110号 新発田地域広域事務組合個人情報保護に関する法律施行条例制定について、議案第111号 新発田地域広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について、議案第112号 新発田地域広域事務組合職員の定年等に関する条例の全部改正について、議案第113号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、以上の5議案について原案のとおり決するに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（若月 学君） 举手全員であります。

よって、議案第109号、第110号、第111号、第112号及び第113号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第114号及び第115号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若月 学君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若月 学君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第114号 令和4年度新発田地域広域事務組合一般会計補正予算（第5号）議定について、議案第115号 令和4年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第4号）議定について、以上の2議案について原案のとおり決するに賛成の議員の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（若月 学君） 举手全員であります。

よって、議案第114号及び第115号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第116号から第119号までの4議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若月 学君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若月 学君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第116号 令和5年度新発田地域広域事務組合一般会計予算議定について、議案第117号 令和5年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計予算議定について、議案第118号 令和5年度新発田地域広域事務組合まちづくり事業特別会計予算議定について、議案第119号 令和5年度新発田地域広域事務組合介護保険事業特別会計予算議定について、以上の4議案について原案のとおり決するに賛成の議員の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（若月 学君） 举手全員であります。

よって、議案第116号、第117号、第118号及び第119号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第120号から第122号までの3議案について質疑はございませんか。

入倉直作議員。

○議員（入倉直作君） 121号であります。和解はしたということで、よかったなと思っています。前にちょっと伺ったのですが、要は保険金が入らないのか、決まった額に対して。この歳入というのは、これは消防車か何かの保険金が入って歳入にということになるんでしょうか。

その部分と、ちょっと長引いたわけですが、相手の方に、後遺症等が残らなかったか、それだけ教えてください。

○議長（若月 学君） 二階堂馨新発田市長。

○管理者（二階堂 馨君） 大変長くなりまして、申し訳ありません。物損といいましょうか、バイク自体の損害、それから同乗者の和解はすぐなりましたが、ドライバー自体の関係について、ドライバー自らが実は訴訟人になったといいましょうか、弁護士を立てるんじゃなく、自分がやったということで、お互い時間が少しかかったなというふうに思っているところで、それからもう一つの原因は、やはりそのドライバーの要求額が非常に高額だったということで、とても私どもとしては認められない額であったということでありまして、ここに来てドライバーのほうで修正をしたといいましょうか、非常に私どものほうに近づいたような金額になった。あとの差額の180万円だったでしょうか、この部分だけで和解をしたいという申出がありましたので、顧問弁護士と相談をした結果、ここでまたずっと時間かかると裁判費用だとか、いろんな経費等がかえってかさむということからしたら、この場で和解を了解したほうがかえっていいのではないかと、そういう顧問弁護士からのアドバイスもございましたので、迷惑をかけたのはこちらでありますので、今回そういうふうにやったということでありまして。これは、全て共済のほうから支出をされるということでありまして。勘定等の科目あるいは予算書の関係についてもし知りたいということであれば、事務局から答弁をさせます。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○議長（若月 学君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若月 学君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若月 学君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第120号 和解及び損害賠償の額の決定について、議案第121号 令和4年度新発田地域広域事務組合一般会計補正予算（第6号）議定について、議案第122号 令和4年度新発田地域広域事務組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第5号）議定について、以上の3議案について原案のとおり決するに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（若月 学君） 挙手全員であります。

よって、議案第120号、第121号及び第122号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（若月 学君） 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

これにて第167回新発田地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時52分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年3月29日

議会議長

若月学

議会議員

渡邊喜夫

議会議員

八幡元弘